

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人HARAKENZO WORLD P ATENT & TRADEMARK 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル		発送日 (日.月.年) 27.02.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17R01310		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/045563	国際出願日 (日.月.年) 19.12.2017	優先日 (日.月.年) 14.04.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N5/232(2006.01)i, G06T3/40(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 14.02.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大西 宏	5P 6308
		電話番号 03-3581-1101	内線 3581

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6-10	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2010/027080 A1 (ソニー株式会社)
 2010.03.11, 段落[0007], [0042]-[0052], [0118], [0177], [0289]
 & US 2010/0290705 A1, 段落[0007], [0097]-[0110], [0164], [0222], [0334]
 & EP 2207341 A1 & CN 101843093 A

文献2 : JP 2013-057929 A (株式会社リコー)
 2013.03.28, 段落[0092]
 & US 2013/0044342 A1, 段落[0116]

・請求項1、9、10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、2から、進歩性を有さない。

引用文献1には、入力画像に対応する構図パターンを設定し、構図パターンを基に、入力画像から構図パターンで切出される画像の、入力画像における最適な切出し領域を決定し、切出し領域の切出しのスタート位置（水平方向、垂直方向）と、切出し領域の大きさ（幅）と、切出し領域の回転角度変数とし、入力画像から最適切出し領域の画像を切出し出力することが記載されており（段落[0007], [0052], [0118]参照）、入力画像に基づき、入力画像に応じた構図の出力画像を出力し、入力画像に応じて、出力画像を出力するか否かを決定し、サイズの変更、並進、回転の少なくとも1つが行われることが示されている。

しかし、引用文献1には、サイズの変更、並進、回転などの補正量の少なくとも1つが閾値以上であるときに出力画像を出力することは記載されていない。

引用文献2には、算出された補正パラメータは、そのページの比較検査におけるマスター画像と読み取り画像とのずれ量を示し、補正パラメータが示す補正量が大きいということは、即ち、そのページのマスター画像と読み取り画像との位置ずれ量が大きいことを意味するから、算出された補正パラメータの値に基づき、マスター画像の再補正を実行することが記載されており（段落[0092]参照）、補正量が閾値以上であるときに補正を行うこと（すなわち、補正画像を出力すること）が示されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献 1 に記載された発明と、文献 2 に記載された発明とは、ともに画像処理によって、画像の位置を動かし、目的の画像に一致させるという課題が一致する。

よって、文献 1 に記載された発明に、文献 2 に記載された発明を組み合わせることは、当業者にとって容易に想到し得ることである。

請求項 1 に係る装置の発明を、方法の発明とした請求項 9、プログラムの発明とした請求項 10 についても同様のことがいえる。

- ・請求項 2、10 に係る発明は、文献 1、2 から進歩性を有さない。

文献 1 には、切出し領域画像とともに、入力画像をそのまま出力することが記載されている（段落[0177]）。

文献 1 に記載された発明において、補正後の切り出し画像を出力しないときは、当然に入力画像が出力されるものと認められるから、文献 1 には、出力画像を出力しない場合、入力画像を出力することが示されている。

- ・請求項 3、10 に係る発明は、文献 1、2 から進歩性を有さない。

文献 1 には、切出し領域画像とともに、入力画像をそのまま出力することが記載されており（段落[0177]）、出力画像を出力する場合、さらに入力画像を出力することが示されている。

- ・請求項 4、10 に係る発明は、文献 1、2 から進歩性を有さない。

文献 1 には、入力画像のシーンを判別結果と、注目領域の数から、入力画像に対応する構図パターンをいくつかの構図パターンから選んで設定することが記載されており（段落[0042]-[0044]、図5,6参照）、入力画像に基づいて、複数の構図から出力画像の構図を選択することが示されている。

- ・請求項 5 に係る発明は、文献 1、2 に対し、新規性および進歩性を有する。

引用文献 1 には、入力画像のシーンを判別結果と、注目領域の数から、入力画像に対応する構図パターンをいくつかの構図パターンから選んで設定し、構図パターンを基に、入力画像から構図パターンで切出される画像の、入力画像における最適な切出し領域を決定し、切出し領域の切出しのスタート位置（水平方向、垂直方向）と、切出し領域の大きさ（幅）と、切出し領域の回転角度変数とし、入力画像から最適切出し領域の画像を切出し出力することが記載されており（段落[0007],[0042]-[0052],[0118]参照）、入力画像に基づき、入力画像に応じた構図の出力画像を出力し、入力画像に基づいて、複数の構図から出力画像の構図を選択し、サイズの変更、並進、回転の少なくとも 1 つが行われることが示されている。

（次頁、補充欄に続く）

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献2には、算出された補正パラメータは、そのページの比較検査におけるマスター画像と読み取り画像とのずれ量を示し、補正パラメータが示す補正量が大きいということは、即ち、そのページのマスター画像と読み取り画像との位置ずれ量が大きいということの意味するから、算出された補正パラメータの値に基づき、マスター画像の再補正を実行することが記載されており（段落[0092]参照）、入力画像から出力画像への補正におけるサイズの変化、並進量および回転量の少なくとも1つが閾値以上であるように補正することが示されている。

しかしながら、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも、サイズの変化、並進量および回転量の少なくとも1つが閾値以上であるように、構図を選択するという構図選択に関する限定は、記載されておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたともいえない。

・請求項6、10に係る発明は、文献1、2から、進歩性を有さない。

文献1には、記憶部と操作入力部を備えていることは記載されているものの（段落[0289]参照）、入力部が、出力画像を記録するか否かの入力を受け付けることと、記録部が、入力部への入力に応じて出力画像を記録することとは記載されていない。

ここで、画像処理装置で、処理結果を記録することと、記録する際にマウスなどの入力部から指示することとは、例示するまでもなく周知技術である。

・請求項7、10に係る発明は、文献1、2から、進歩性を有さない。

文献1には、ネットワークインタフェース等よりなる通信部を備えることが記載されているものの（段落[0289]参照）、通信部で、入力画像を端末装置から受信し、出力画像を端末装置に送信することは記載されていない。

ここで、パソコンを利用した画像処理装置で、通信回線を通じてデジタルカメラや携帯端末から画像を送受信することは、例示するまでもなく周知技術である。

・請求項8に係る発明は、文献1、2から、進歩性を有さない。

文献1には、画像処理装置に対し、入力画像を送信し、画像処理装置から出力画像を受信する端末装置は記載されていない。

ここで、パソコンを利用した画像処理装置で、通信回線を通じてデジタルカメラや携帯端末から画像を送受信することは、例示するまでもなく周知技術である。

以上